



27 消安第 3594 号  
平成 27 年 10 月 1 日

独立行政法人  
農林水産消費安全技術センター 理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」の一部改正について

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 30 号）が平成 27 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、同日付けで「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成 22 年 1 月 4 日付け 21 消安第 8798 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。